

5 輸国第4214号

関税割当公表第59号

令和6年度のオーストラリア産エステル化でん粉その他のでん粉
誘導体の関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」に基づく割当ての対象となるエステル化でん粉その他のでん粉誘導体（以下「オーストラリア産エステル化でん粉その他のでん粉誘導体」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和6年2月15日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

オーストラリア産エステル化でん粉その他のでん粉誘導体（関税定率法（明治43年法律第54号）別表第3505.10号の1に掲げる物品）

2 合計割当数量 14,000 t

3 通関期限 令和7年3月31日

第2 関税割当申請書受付の担当課（以下「受付担当課」という。）

農林水産省農産局地域作物課

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

第4 関税割当申請書等の提出期間及び提出時間

1 提出期間（直接持ち込みの場合は、行政機関の休日を除く。）

(1) 令和6年3月5日（火）から同年3月11日（月）まで

(2) 令和6年7月2日（火）から同年7月8日（月）まで

(3) 令和6年10月1日（火）から同年10月7日（月）まで

(4) 令和7年1月21日（火）から同年1月27日（月）まで

ただし、(2)から(4)に掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てにおいて生じた残量及び各期間の開始日の前々週の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合は、(1)から(3)についてはその直前の開庁日、(4)についてはその直前の開庁日の前週金曜日）までに返還された割当数量の合計（以下「割当可能数量」という。）が1 t 以上ある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

なお、(2)から(4)に掲げる期間における割当ての実施の有無及び実施する場合の割当可能数量は、各期間の開始日の前の週の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日）に当省ウェブサイトに掲載する。

2 提出時間

直接持ち込みの場合は、午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時までとする。

第5 関税割当申請者の資格

次の全ての要件を満たす者

- 1 エステル化でん粉その他のでん粉誘導体の使用、販売若しくは輸入を事業目的とする法人又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人事業者であることについて、法人にあっては登記事項証明書の目的欄、

個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において確認可能な記載のあるものを提出できる者

- 2 前年度又は本年度において、第12の規定に基づく効力及び交付停止措置がとられた違反等事項該当者に当たらない者

第6 関税割当申請書等の提出方法

以下の1から3までのいずれかの方法により提出することができる。

- 1 農林水産省共通申請サービスによる提出

農林水産省共通申請サービスサイトにアクセスし、申請を行う。

- 2 書面による提出

- (1) 直接持ち込む場合

受付担当課へ事前に連絡した上で持参する。

- (2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付するとともに、速やかにその追跡番号を受付担当課に連絡することとする。

なお、第4の1の各提出期間内に当省必着とする。

(宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農産局地域作物課 関税割当担当者宛

- 3 電子メールによる提出

件名を「関税割当申請書類の提出（豪州産エステル化でん粉）（申請者名）」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載の上、以下の宛先まで送付することとする。

なお、電子メールに添付するファイルは、メール1通当たり7メガバイト以下とし、電子メールを分割して送信する場合は、件名の（申請者名）の後に、メールの本数がわかるように番号（分割番号／通し番号）を付することとする。

また、電子メールの送信後は、受信の確認のため、速やかに受付・交付担当課（以下の連絡先）宛て必ず連絡することとする。

宛 先：tariff_rapd@maff.go.jp

連絡先：03-6744-2116

第7 提出書類

1 関税割当申請書（省令別記様式第1）

ただし、農林水産省共通申請サービスによる提出の場合は不要。

2 法人の場合は、登記事項証明書（写し）（個人事業者の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。））

ただし、本公表により2件以上申請する場合における2件目以降の申請において、2の書類の内容に変更のない場合は、これらの書類の添付を必要としない。

3 関税割当申請書類表（別記様式1）

ただし、農林水産省共通申請サービスによる提出の場合は不要。

4 関税割当証明書の写し

(1) 第4の1の(1)に掲げる期間に申請する場合であって、令和5年度に割当実績があり、申請時点において引き続き輸入通関のため関税割当証明書を使用するときは、当該関税割当証明書の写し及びその輸入に係る関連書類の写しを提出することとする。

なお、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用しているときは、直近の関税割当証明書（裏落）内容照会情報を添付すること（以下同じ。）。

(2) 第4の1の(2)から(4)までに掲げる期間に申請する場合であって、令和6年度に割当てを受けており、返納していない関税割当証明書があるときは、当該関税割当証明書の写しを提出することとする。

- 5 令和5年度及び令和6年度のオーストラリア産エステル化でん粉その他のでん粉誘導体の輸入通関（購入）実績及び計画（別記様式2）

ただし、農林水産省共通申請サービス又は電子メールによる提出の場合には、原則、エクセル形式で添付することとする。

- 6 令和5年度及び令和6年度のオーストラリア産エステル化でん粉その他のでん粉誘導体の販売（使用）実績及び計画（別記様式3）

ただし、農林水産省共通申請サービス又は電子メールによる提出の場合には、原則、エクセル形式で添付することとする。

第8 申請上限数量及び割当基準

1 第4の1の(1)に掲げる期間

1 申請者当たりの申請数量は、2,800 t 又は令和6年度の使用（販売）計画数量のいずれか少ない数量を上限とし、申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。

なお、1つの使用（販売）計画に対して重複した関税割当申請書を提出した者は、重複していることを確認したすべての関税割当申請を無効とする。

- (1) 申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量以下となる場合
各申請者に対して申請数量を割り当てる。

- (2) 申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量を超える場合
各申請者に対して第1の2に掲げる合計割当数量を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じた数量を割り当てる（1 kgに満たない端数は切り捨てるものとし、算出された数量が1 kgに満たない申請者に対する割当ては行わない。）。

2 第4の1の(2)から(4)までに掲げる期間

第4の1の(2) 及び(3)に掲げる期間における1申請者当たりの申請数量は、2,800 t、使用（販売）計画数量（第4の1の(2)に掲げる期間の場合は、令和6年8月初日から令和7年3月末日までの間、第4の1の

(3)に掲げる期間の場合は、令和6年11月初日から令和7年3月末日までの間)又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限、第4の1の(4)に掲げる期間における1申請者当たりの申請数量は、使用(販売)計画数量(令和7年2月初旬から令和7年3月末日までの間)又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限とし、申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。

また、既に割当てを受けている申請者の使用(販売)計画数量は、使用(販売)計画数量から、割当数量の残存数量を差し引いた数量とする。

なお、1つの使用(販売)計画に対して重複した関税割当申請書を提出した者は、重複していることを確認したすべての関税割当申請を無効とする。

(1) 申請数量の総計が割当可能数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が割当可能数量を超える場合

各申請者に対して割当可能数量を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じた数量を割り当てる(1kgに満たない端数は切り捨てるものとし、算出された数量が1kgに満たない申請者に対する割当ては行わない。)。

3 令和5年度に割当てを受けた者のうち、同年度に割当てを受けたオーストラリア産エステル化でん粉その他のでん粉誘導体の割当数量(複数回割当てを受けた場合にはその合計割当数量)と関税割当証明書によって確認された同年度の通関数量(複数回割当てを受けた場合にはその合計通関数量)から算出される消化率が9割未満の者の令和6年度における申請可能な数量^(※)の合計は、令和5年度の消化率の算出に用いた通関数量を同年度の関税割当証明書の発給月から年度末までの月数(発給月は1月と数える。複数回の割当てを受けた場合は、割当期間が最も長い証明書の月数とする。)で除し、本年度の関税割当証明書の発給予定月から年度末までの

月数（発給予定月は1月と数える。）を乗じた数量を限度とする。なお、算出された数量のうち1kgに満たない端数は、これを切り捨てる。

ただし、令和5年12月22日（金）までに返還された割当数量は、消化率計算において、同年度に割当てを受けた数量に含めないものとする。

（※）令和6年度の割当てにおいて按分となった場合、それによって削減された数量は含めない。

第9 関税割当証明書の交付

1 関税割当証明書は、第4の1の(1)に掲げる期間に行われた申請については、当該年度の4月1日付で発給する（ただし、令和5年度に割当てを受け関税割当証明書を未返納の者は、当該関税割当証明書が返納されるまで関税割当証明書を交付しない。）ものとし、第4の1の(2)から(4)までに掲げる期間に行われた申請については、原則として各期間の最終日の翌日から起算して10日（行政機関の休日は算入しない。）以内に発給するものとする。

2 関税割当証明書の郵送等による交付

関税割当証明書の交付は、1の発給の日（第4の1の(1)に掲げる期間に行われた申請については4月1日）以降、原則として、郵便書留等の追跡可能な方法により行う。

第10 報告

割当てを受けた者は、関税割当てに関する法令若しくは本公表の定め違反した場合又は虚偽の申告若しくは報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）をした場合は、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第11 関税割当証明書の返納

1 割当てを受けた者は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、関税割当証明書を受付担当課に速やかに返納しなければならない。このうち、(5)に該当する場合の返納期限は、関税割当証明書の有効期間満

了日の翌日から起算して10日以内とする。返納方法は、受付担当課に直接持込みのほか、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

- (1) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全部がなくなったとき。
- (2) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の一部がなくなったとき。
- (3) 割当数量を全て消化したとき。
- (4) 関税割当証明書の効力が停止したとき。
- (5) 関税割当証明書の有効期間が経過したとき。

2 1の返納に当たって、1の(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に残存数量の一部を返還し、残存数量から当該返還した数量を差し引いた数量について、関税割当証明書の再交付を希望する場合は、「関税割当申請書」及び「再交付申請理由書」（経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号。以下「記載要領」という。）記載要領様式第1））を受付担当課に提出するものとする。

3 1の返納に際して、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

第12 関税割当証明書の効力及び交付の停止並びに無効

農林水産省は、本公表に基づいて割当てを受けた者が次の1から3までのいずれかの事項（以下「違反等事項」という。）に該当することについて、当該違反等事項の事実を確認したときは、当該違反等事項の事実を確認された者（以下「違反等事項該当者」という。）に対して交付された関税割当証明書のうち当該違反等事項の事実を確認した時点において有効なものの効力を停止するとともに、当該違反等事項の事実を確認した日から当該違反等事

項の事実を確認した日の属する年度の翌年度の末日までの期間内は、当該違反等事項該当者に対して関税割当証明書の交付を行わない（以下「効力及び交付停止措置」という。）こととする。

- 1 関税割当てに関する法令に違反したことが確定したとき。
- 2 本公表の定めに違反したとき。
- 3 虚偽の申請又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）をしたとき。

なお、農林水産省による効力及び交付停止措置がとられた場合は、該当する違反等事項との関連が特定される関税割当証明書の交付の日の属する年度の初日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の末日までに当該違反等事項該当者に交付された関税割当証明書の全部又は一部について、遡及して無効となることがある。

第13 割当てを受けた者の氏名等の公表

- 1 農林水産省は、本公表に基づき割当てを受けた者の氏名（又は名称）及び住所を、農林水産省のウェブサイトにおいて公表する。
- 2 本公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の交付に関連する業務以外には使用しない。ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

第14 その他

- 1 書面による提出において、関税割当申請書及びその添付書類の提出部数並びに割当数量の分割を希望する場合の関税割当証明書分割申請書（省令別記様式第3）の提出部数はそれぞれ1通とする。

- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更その他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、記載要領によるものとする。
- 3 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。
- 4 令和6年度に割当てを受けた者のうち、同年度に割当てを受けた全てのオーストラリア産エステル化でん粉その他のでん粉誘導体の関税割当証明書によって確認された通関数量の合計から算出される消化率が9割未満の者は、令和7年度における申請可能な数量^(※)の合計は、原則として令和6年度の消化率の算出に用いた通関数量を、同年度の関税割当証明書の発給月から年度末までの月数（発給月は1月と数える。複数回の割当てを受けた場合は、割当期間が最も長い証明書の月数とする。）で除し、令和7年度の関税割当証明書の発給予定月から年度末までの月数（発給予定月は1月と数える。）を乗じた数量を限度とする。なお、算出された数量のうち1kgに満たない端数は、これを切り捨てる。

（※）令和7年度の割当てにおいて按分となった場合、それによって削減された数量は含めない。

ただし、令和6年12月20日（金）までに返還された割当数量は、消化率計算の対象としない。
- 5 割当て申請の審査に当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 6 割当てを受けた物品については、必要に応じその輸入、使用、販売状況等の調査を行うものとし、割当てを受けた者は、当該調査に協力しなければならない。